

資料 I

表1: 給与所得の速算表 (H29年分より改定)

給与等の収入金額 (税込み)		給与所得の金額	
から	まで		
0円	650,999円	0円	
651,000円	1,618,999円	給与等の収入の合計金額から650,000円を控除した金額	
1,619,000円	1,619,999円	969,000円	
1,620,000円	1,621,999円	970,000円	
1,622,000円	1,623,999円	972,000円	
1,624,000円	1,627,999円	974,000円	
1,628,000円	1,799,999円	給与収入の金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる。 (算出金額:A)	$A \times 4 \times 60\%$
1,800,000円	3,599,999円		$A \times 4 \times 70\% - 180,000\text{円}$
3,600,000円	6,599,999円		$A \times 4 \times 80\% - 540,000\text{円}$
6,600,000円	9,999,999円	収入金額 $\times 90\% - 1,200,000\text{円}$	
10,000,000円以上		収入金額 $- 2,200,000\text{円}$	

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

表2. 所得税の税額表 [求める税額 = A × B - C]

A: 課税所得金額	B: 税率	C: 控除額
0万円以上 195万円未満	0.05 (5%)	0円
195万円以上 330万円未満	0.1 (10%)	97,500円
330万円以上 695万円未満	0.2 (20%)	427,500円
695万円以上 900万円未満	0.23 (23%)	636,000円
900万円以上 1,800万円未満	0.33 (33%)	1,536,000円
1,800万円以上 4,000万円未満	0.4 (40%)	2,796,000円
4,000万円以上	0.45 (45%)	4,796,000円

表3. 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	所得税	住民税
38万円以下	0円	0円
38万円超 40万円未満	38万円	33万円
40万円以上 45万円未満	36万円	33万円
45万円以上 50万円未満	31万円	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円	3万円
76万円以上	0円	0円

表4. 調整控除 (住民税)

課税所得金額	計算式
200万円以下	A, Bいずれか少ない方の額の5% A. 人的控除額の差の合計 B. 課税所得金額
200万円超	{人的控除額の差の合計 - (課税所得金額 - 200万円)} $\times 5\%$ ただし、2500円未満の場合には、2500円。

表5. 平成29年分の住宅借入金等特別控除（所得税）

適用特例	居住開始年月日		平成29年分 控除率	控除上限額
	平成26～29年	特定取得（※）	1.0%	40万円
	平成26～29年	特定取得に該当しない	1.0%	20万円
	平成25年		1.0%	20万円
	平成24年		1.0%	30万円
	平成23年		1.0%	40万円
	平成21～22年		1.0%	50万円
	平成20年		0.5%	10万円
住宅借入金等 特別控除の特例選択 (控除期間15年)	平成20年		0.6%	12万円
	平成19年		0.6%	10万円
認定長期優良住宅	平成26～29年	特定取得	1.0%	50万円
	平成26～29年	特定取得に該当しない	1.0%	30万円
	平成25年		1.0%	30万円
	平成24年		1.0%	40万円
	平成21年6月4日～23年		1.2%	60万円
認定低炭素住宅	平成26～29年	特定取得	1.0%	50万円
	平成26～29年	特定取得に該当しない	1.0%	30万円
	平成25年		1.0%	30万円
	平成24年12月4日～31日		1.0%	40万円
高齢者等居住の 特定増改築	平成26～29年	特定取得	250万円まで 2% 250万円超～1000万円 1%	12.5万円
	平成26～29年	特定取得に該当しない	200万円まで 2% 200万円超～1000万円 1%	12万円
	平成23年～25年		200万円まで 2% 200万円超～1000万円 1%	12万円
断熱改修住宅	平成26～29年	特定取得	250万円まで 2% 250万円超～1000万円 1%	12.5万円
	平成26～29年	特定取得に該当しない	200万円まで 2% 200万円超～1000万円 1%	12万円
	平成24年4月1日～25年		200万円まで 2% 200万円超～1000万円 1%	12万円
多世帯同居改修住宅	平成28年4月1日～29年		250万円まで 2% 250万円超～1000万円 1%	12.5万円
震災特例法の 住宅再建	平成26年4月1日～27年12月31日		1.2%	60万円
	平成25年		1.2%	36万円
	平成23年～24年		1.2%	48万円

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、平成26年4月1日以降の消費税率（8%）に基づいた住宅の取得等をいいます。

## 住民税での住宅ローン控除

### (1) 控除対象者

所得税で住宅ローン控除の適用を受け、なお控除しきれない分がある方のうち、

- ・平成11年から平成18年までの入居者
- ・平成21年から平成25年までの入居者
- ・平成26年～平成31年6月30日までの入居者

※平成19年と20年の入居者は、住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

そのかわり所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除期間を10年か、または控除率を引き下げて15年に延長するかどうかを選択できる特例が設けられています。

### (2) 控除額 [平成21年以降]

次のどちらか小さいほうの額が住民税（所得割）から控除されます。

- A：所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- B：所得税の課税総所得金額等の5%の金額（上限97,500円）

※平成11年から平成18年の入居者は、上記 A のみ適用されます。